

令和8年度自動点呼機器導入促進助成事業 交付要綱

令和8年3月25日制定
公益社団法人青森県トラック協会

(事業の趣旨)

第1条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「自動点呼機器」という。）を導入した青ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、その費用の一部を助成する。

(助成金の交付予算額)

第2条 助成金の交付予算額は、4,000,000円とする。

(助成額)

第3条 助成額は、下記のとおりとする。

自動点呼機器の導入費用とし、1件あたり20万円（全ト協10万円、青ト協10万円）を上限とする。

ただし、全ト協予算が先に予算に達した場合、青ト協も助成を終了する。

- 2 導入費用には、機器本体価格及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ、契約期間中のサービス利用料等の費用を含むものとする。
- 3 消費税は助成の対象外とする。

(助成枠)

第4条 1事業者において1件20万円を上限、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を青森県内に有する事業者は2件（上限40万円）を上限とする。

(助成対象)

第5条 会員事業者である法定中小企業者

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

- ・資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社 または
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(助成対象機器)

第6条 国土交通省が認定した「自動点呼機器」また、令和8年4月1日以降に契約もしくは利用開始したものとする。

(対象期間)

第7条 令和8年4月1日から令和9年2月26日まで

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、導入が完了後、第7条に定める期日までに様式1「自動点呼機器導入促進助成事業 実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協に提出しなければならない。

(助成金交付)

第9条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第7条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第10条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第11条 会員事業者は、交付対象となったシステム等導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、あらかじめ青ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 会員事業者は、前項による処分が行われたときは、青ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協の「自動点呼機器導入促進助成金交付要綱」、また、青ト協が別にこれを定める。